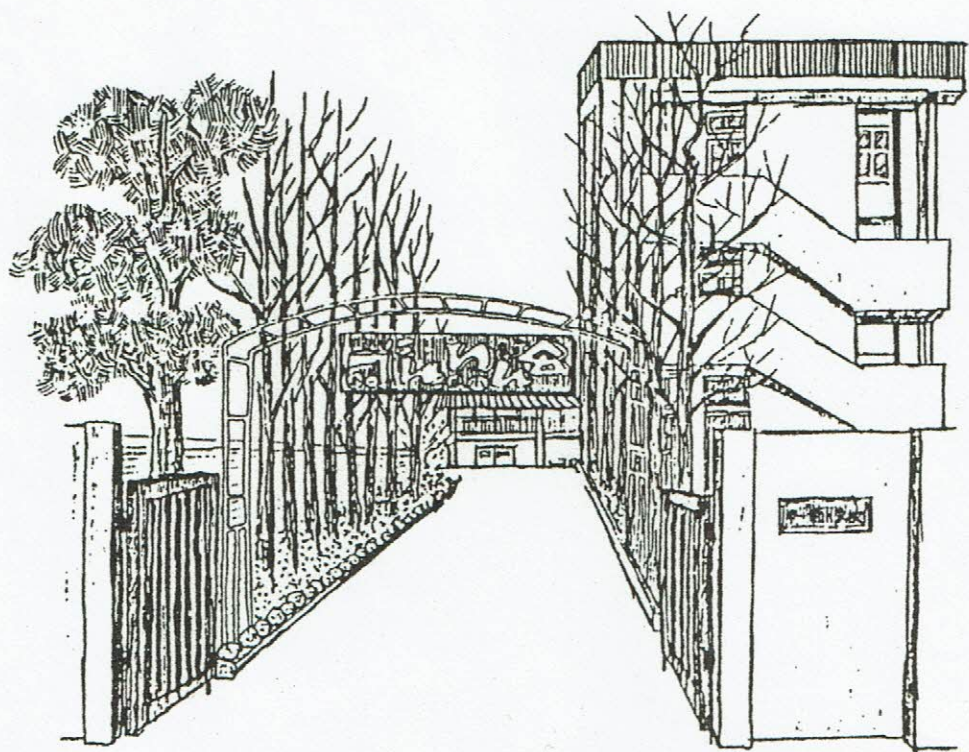

PTAのしおり



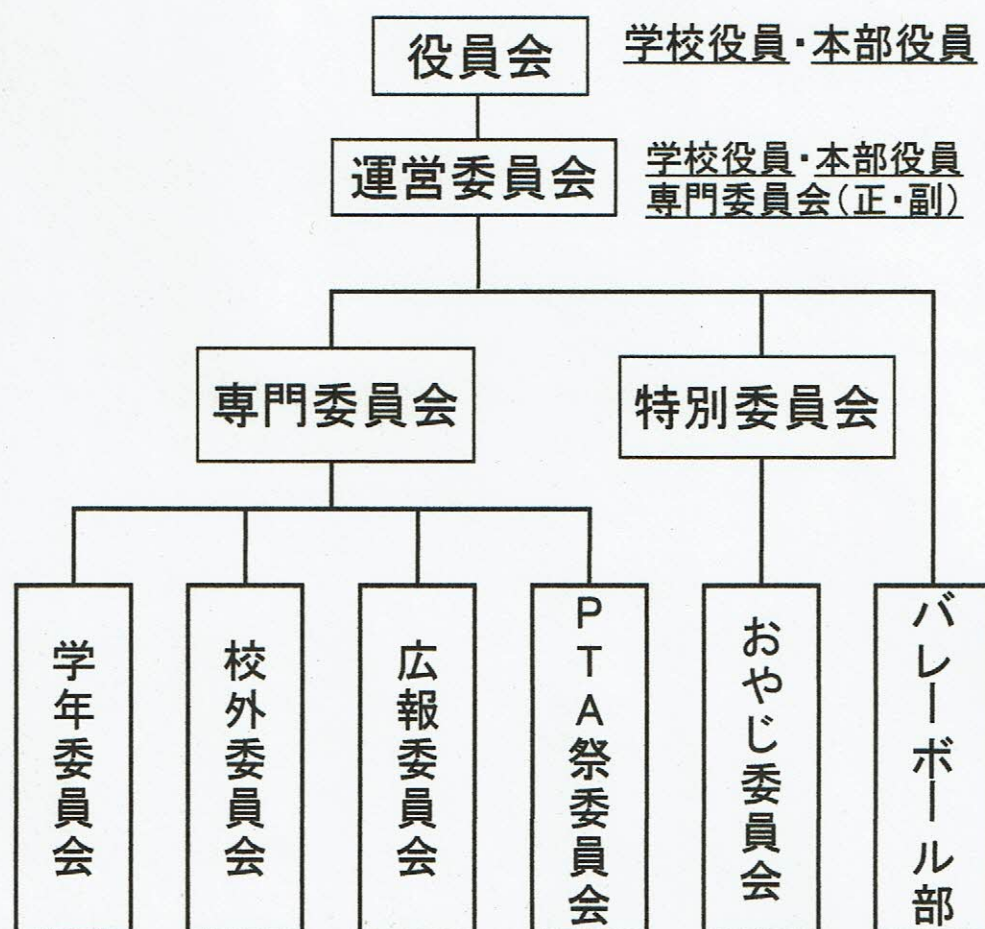
江戸川区立本一色小学校PTA

卒業まで保存して
ご活用下さい

目 次

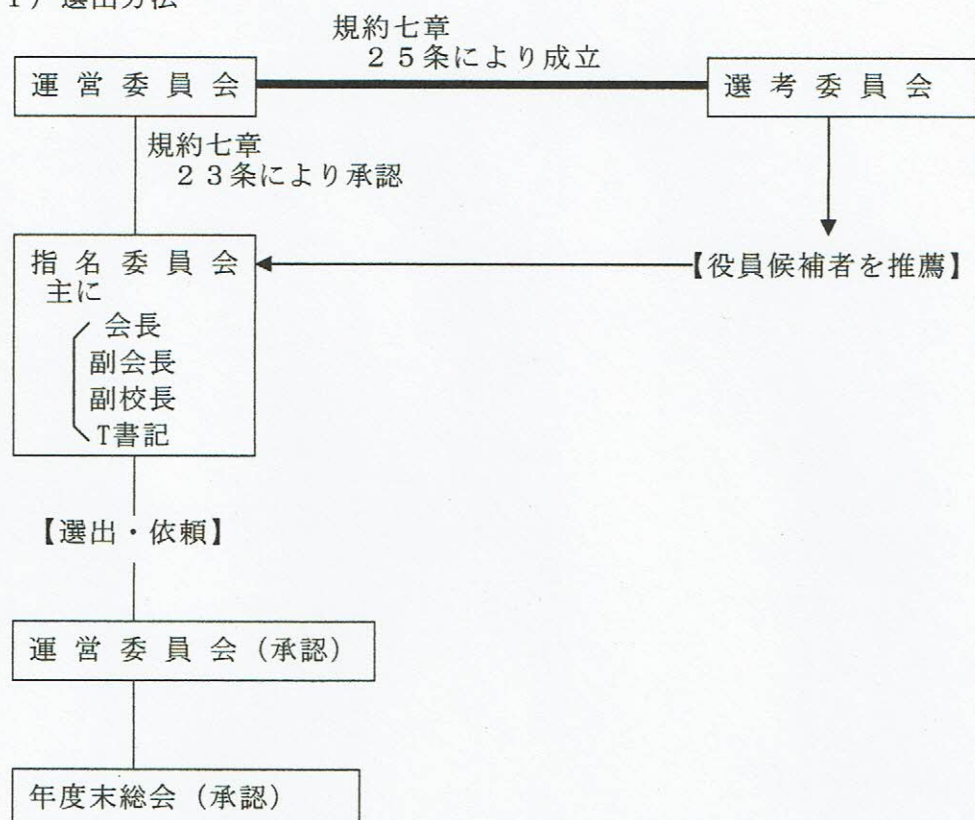
1. PTAのしくみ.....	1
2. 役員・役割.....	2
3. 委員・委員の仕事.....	3
4. 会費.....	4
5. PTA保険.....	5
6. PTA規約.....	6
□細則.....	11・12
□慶弔規定.....	13

1.PTAのしくみ



2. 役員

(1) 選出方法



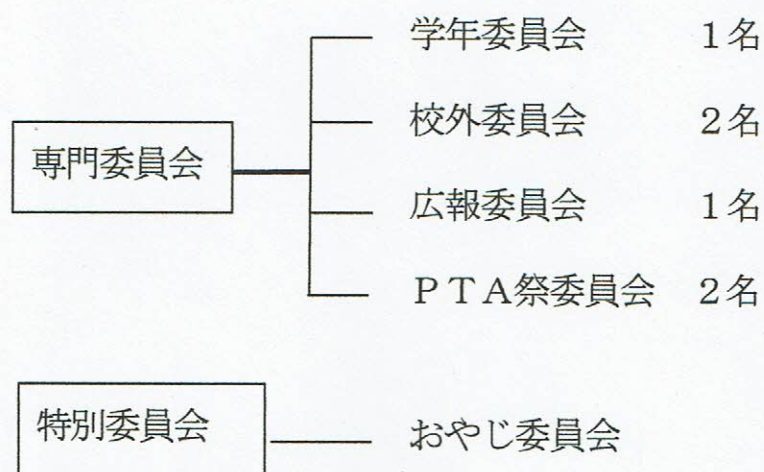
(2) 役割

役員	員数	役割（仕事の内容）
会長	1（P1）	PTAを代表し会務をおさめる
副会長	若干名（P若干、T1）	会長を補佐し、会長不在の時は代行する
書記	5（P4、T1）	会議の議事、活動記録等庶務全般を担当する
会計	3（P3）	収支計算等の会計事務全般を担当する
会計監査	3（P3）	会計監査を担当する

※役員を複数年にわたって務めた保護者は、役員在任時の負担感を考慮し以後委員には選出しない。

3. 委員

(1) 選出方法・・・各学級の保護者会にて、以下の人数を選出する。



(2) 活動目的・内容

	委員名	活動目的	内容例
専門委員会	学 年	*学年・学級の連絡調整 *教育助成活動	◇学年活動の企画・実施 ◇ラジオ体操の開催
	校 外	*校外における児童の交通安全、生活指導に務める	◇みまもりあいさつ運動 ◇交通安全教室のお手伝い ◇安全みまもりだよりの発行 ◇通学安全マップの作成
	広 報	* P T Aの広報活動 * 会員相互の意見交換	◇ P T A広報「一本道」の発行
	P T A祭	* P T A祭を通して学校と地域のふれあいの場とする	◇ P T A祭の企画・開催 ◇他校バザー見学 ◇すくすくイベントのお手伝い
	おやじ委員会 (特別委員会)	* 父親同士の親睦を深める * 父親独自の P T A活動を企画する	◇ P T A活動、学校行事 地域活動への参加、協力

4. 会 費

(1) 年 会 費 3, 8 0 0 円 (一世帯)

(2) 納 入 方 法

・年2回、小松川信用金庫より引き落とされます。

※自動引き落としの際、金融機関に手数料が別途かかります。

5. P T A活動災害補償保険のご案内

P T A団体傷害保険

1. この保険の対象者

P T A父母会員、教師会員及び児童・生徒、P T A会員の同居の親族、P T A行事への参加が事前にP T Aにより認められている者が対象となります。

2. 保険金をお支払いする場合

・被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったとき。

(1)被保険者がP T A会員の所属するP T Aの管理下でP T A行事に参加している間。

(2)被保険者がP T A行事に参加するため、P T Aが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中。

(例)

イ. P T Aが地域清掃協力中、転倒負傷した。

ロ. P T A祭の準備、手伝いで負傷した。

《ご注意》 児童・生徒については、日本学校安全会法の定めるところによる給付のある傷害（学校管理下および通学途中における傷害）は、お支払いの対象となりません。

3. お支払いする保険金

- ・死亡保険金 ー 事故日から180日以内に万一亡くなられた場合・200万円
- ・後遺障害保険金ー 事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合
その程度により・・・・・・・・・・ 6万円～200万円
- ・入院保険金 ー 事故日から180日以内の傷害による入院・・・(入院に準じた状態を含みます。)の日数1日に対し・・・・・・・・ 3,000円
- ・手術保険金 ー 事故日から180日以内に手術した場合(ただし1事故につき1回の手術)・・・・・・・・・・ 3万円～12万円
- ・通院保険金 ー 事故日から180日以内の通院(往診を含みます)の日数1日に対して90日を限度として・・・・・・・・ 2,000円

※死亡保険金、後遺障害保険金は合計して、保険期間を通じて200万円が限度となります。

PTA賠償責任保険

保険金をお支払いする場合	保険金お支払い限度額	
PTA行事中に発生した 対人、対物事故について	対人賠償	1名につき・・・5,000万円 1事故につき・・・1億円 (免責金額1事故につき10,000円)
	対物賠償	1事故につき・・・1億円 (免責金額1事故につき10,000円)
PTA行事のために第三者 から借用した財物の損壊に ついて	行事参加者1名につき・・・10万円 保険期間中・・・3,000万円 (免責金額1事故につき・・・5,000円)	

《ご注意》

上記は、法律上の賠償責任を負った場合のみであり、以下の場合は保険金をお支払いできません。

故意、食中毒、地震、噴火、津波、自動車による事故など。

保 険 料

PTA 1世帯 年間 108 円 会費の中から一括して掛けています。

※令和4年5月現在

江戸川区立本一色小学校PTA規約

第一章 総 則

第1条 (名称)

この会は、江戸川区立本一色小学校PTA（以下「本会」という。）と称し、事務所を江戸川区立本一色小学校（以下「本校」という。）内におく。

第2条 (会員)

本会の会員は、次のとおりとし、議決権は1家庭につき1個とする。

1. 本校に在籍する児童の保護者
2. 本校に所属する職員（主事を含む）

第3条 (目的)

本会の目的は、次のとおりとする。

1. 父母と教師が協力して、学校と家庭と社会における児童の健全な成長をはかる
2. 学校教育の理解を深め、会員相互の人格の完成をめざす

第4条 (方針)

本会は、次の方針により活動する。

1. 同じ目的をもつ他の団体・機関と協力する
2. 特定の政党・宗教に偏らず、営業的行為は行わない
3. 本会又は、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない
4. 本校の人事、教育課程その他の管理に干渉しない

第5条 (会議、機関)

本会の目的を達成するために、次の機関を設ける。

尚、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 運 営 委 員 会
4. 委 員 総 会
5. 専 門 委 員 会
6. 特 別 委 員 会
7. その他（指名委員会、選考委員会）

第二章 役 員

第6条 (員数)

本会の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 (P 若干・T 1) |
| 3. 書 記 | 5名以内 (P 4・T 1) |
| 4. 会 計 | 3名以内 (P 3) |
| 5. 会 計 監 査 | 3名以内 (P 3) |

第7条 (役員の選任)

役員は、指名委員会の推薦により総会の決議をもって選任される。

第8条 (役員の任期)

役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第9条 (役員の任務)

役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、会長を代行する。
3. 書記は、本会の会議の議事、活動記録等事務一般を担当する。
4. 会計は、本会の収支計算等の会計一般を担当する。
5. 会計監査は、本会の会計についての監査を担当する。

第三章 総 会

第10条 (総会の招集)

本会の定期総会は、毎年3月と5月に招集し、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、会長が招集する。

第11条 (成立、決議)

総会は、全会員をもって構成され、会員の10分の1以上の出席により成立し、その出席した会員の過半数をもって決議する。

第12条 (審議、決議事項)

総会は、次の事項を審議、決議する。

- ◇ 3月定時総会 (年度末総会)
 - ①次年度の役員の承認決議
 - ②年次活動報告
 - ③その他重要事項
- ◇ 5月定時総会 (新年度総会)
 - ①年次活動計画
 - ②収支決算書
 - ③収支予算書
 - ④会員の表彰
 - ⑤その他重要事項

第四章 役 員 会

第13条 (構成)

役員会は、会長、副会長、書記、会計及び会計監査で構成する。

第14条 (審議事項等)

1. 役員会は、総会の講案作成、規約改正案、細則の改正、収支予算案、収支決議案その他重要事項の審議にあたる。
2. 役員会は、役員会で定める規定の回数で開催する。

第五章 運 営 委 員 会

第15条 (構成)

運営委員会は、役員会の構成員と各専門委員長、副委員長及び学年代表委員会で構成する。

第16条 (審議事項等)

1. 運営委員会は、次の事項を審議、決議する。
 - ①収支予算、決算の審議
 - ②各専門委員会の年次活動計画を審議、決議し、その実行を確認する。
 - ③学年委員の提案事項を審議、決議する。
 - ④指名委員の選任、選考委員の任命。
 - ⑤学校行事の協力。
 - ⑥その他本会運営についての審議。
2. 運営委員会は、役員会で定める規定の回数で開催する。

第六章 専 門 委 員 会

第17条 (専門委員会及び特別委員会の種類)

専門委員会及び特別委員会は、次のとおりとする。

1. 学 年 委 員 会
2. 校 外 委 員 会
3. 広 報 委 員 会
4. P T A 祭 委 員 会
5. お や じ 委 員 会 (特別委員会)

第18条 (選出方法と構成)

1. 各学級より6名を選出し、専門委員会のいずれかに所属する。
2. 各専門委員会は、委員長1名、副委員長1名(校外委員会・PTA祭委員会のみ副委員長2名)をおき、その選出は、委員総会において各専門委員会の中から選出する。
3. 各専門委員会には、相談役として役員数名が所属する。
4. 各専門委員会の開催は、会長に連絡して委員長が招集する。

第19条 (学級代表の選出)

各学級の代表は学年委員とする。

第20条 (教職員の委員)

本校の教職員は、それぞれ各専門委員会に所属する。

第21条 (専門委員の任期)

専門委員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第22条 (専門委員会の活動)

各専門委員会の活動その他細目は、細則に定める。

第七章 指名、選考委員会

第23条 (指名委員会の構成)

指名委員会は、運営委員会の中から選出された若干名と、教職員の委員2名とで構成する。

第24条 (指名委員会の活動)

指名委員会は、選考委員会より選考された次年度の役員候補者の中から、次年度役員を選出し、運営委員会の承認を得て総会にて推薦する。

第25条 (選考委員会の構成及び活動)

選考委員会は、運営委員会の任命により役員、専門委員会の委員長及び副委員長で構成し次年度の役員候補者を会員の中から選考し、候補者名簿を指名委員会へ答申する。

第八章 会 計

第26条 (収支)

1. 本会に必要な経費は、会費その他の収入による。
2. 本会の会計は、総会で決議された収支予算書に基づく。

第27条 (会費)

1. 本会の会費は、会員1世帯当り年額 3,800円とする。
2. 会費の納入は、小松川信用金庫により年2回自動引き落としとする。
※金融機関に手数料が別途かかります。
3. 既納の会費は返還しない。

第28条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まって翌年3月31日に終わる。

第29条 (会計監査)

本会の会計監査は、毎年5月と11月の年2回行ない、必要に応じて臨時監査を行なう。

第九章 雑 則

第30条 (校長の出席)

本校の校長は、すべての会に出席して意見を述べるができる。

第31条 (顧問、相談役)

本校には、必要に応じて顧問及び、相談役をおくことができる。

第32条 (会員の表彰)

本会の目的達成のために特に貢献した会員については、定時総会において表彰する。

第33条 (慶弔規定)

本会の会員に係わる慶弔、見舞に関する支給基準については、別に定める慶弔規定による。

第34条 (疑義審議)

本会の規約に疑義があるときは、役員会において審議し、判断する。

第35条 (規約の改正)

本会の規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の決議によるものとする。

第36条 (細則等の改正)

本会の細則及び慶弔規定の改正は、役員会において審議し、決議する。

(付 則)

昭和43年4月	1日	制定
昭和46年3月	11日	一部改正
昭和52年3月	8日	一部改正
昭和55年3月	11日	一部改正
昭和62年3月	6日	一部改正
平成元年	3月6日	一部改正・実施
平成4年3月	2日	一部改正
平成5年3月	5日	一部改正・実施
平成11年2月	22日	一部改正
平成12年2月	28日	一部改正
平成14年3月	12日	一部改正・実施
平成15年3月	6日	一部改正・実施
平成16年3月	4日	一部修正
平成19年3月	5日	一部改正
平成30年5月	22日	一部改正
令和3年5月	15日	一部改正
令和4年3月	4日	一部改正・実施

第 1 条 (委員総会について)

1. 委員総会は、毎年 4 月に開催し、専門委員会から成る。
2. 委員総会は、各学級より選出された 1 学級 6 名の専門委員と役員及び本校の職員で構成する。
3. 委員総会においては、本会の目的・方針・活動等について専門委員と役員及び本校の職員が討議し、理解を深める。
4. 各専門委員会の委員長及び副委員長を互選する。また、各専門委員会内部の書記及び会計を互選する。

第 2 条 (専門委員会及び特別委員会の活動)

1. 学年委員会
学級の運営に協力し、学年間の連絡情報交換をはかるとともに会員相互の心のふれあいの場を作る活動をする。
2. 校外委員会
校外における児童の交通安全、生活指導につとめる。
3. 広報委員会
広報「一本道」を発行し、本会の活動一般について会員に知らせる活動をする。
4. P T A 祭委員会
P T A 祭内部企画・準備・実施
5. おやじ委員会 (特別委員会)
父親独自の P T A 活動を企画運営し、父親同士の親睦を深める。

第 3 条 (研修参加)

専門委員会の委員は、江戸川区教育委員会、P T A 連合会が主催する基礎研修会、P T A 中央研修会へ参加し研修を受ける。

第 4 条 (活動の記録)

各専門委員会の活動は、活動の都度「委員会活動報告書」に記録し、P T A 共通のファイルとして P T A 室に保存する。

第 5 条 (委員の任期の始期と終期)

専門委員会の委員の任期は、当年の委員総会開催の時から始まり、次年度の 5 月総会 (新年度総会) 終了の時までとする。

第6条 (役員任期の始期と終期)

役員任期の始期は、当年4月1日からとし、その終期は次年度5月総会(新年度総会)の終了の時迄とする。

第7条 (役員任期)

規約第8条に定めた役員任期については、後任への引継ぎなどを考慮し2年間の継続が望ましい。役員会において審議し、判断することが出来る。

第8条 (選考委員会の活動)

1. 選考委員会の委員は、次年度の役員候補者を選考する際に、その候補者との直接交渉はしない。
2. 指名委員会への答申は、次年度役員候補者名簿を作成して行う。
3. 選考委員会の委員は、次年度役員候補者となることが出来る。

第9条 (指名委員会の活動基準)

指名委員会は、役員選任にあたり予め、会長、副会長、書記、会計監査等の会務名を定めて推薦すること。尚、会長候補は、副会長等の会務経験者の中から選任するよう努力することが望ましい。

第10条 (顧問及び相談役)

本会の会長経験者を顧問とし、副会長、書記、会計及び会計監査の経験者を相談役としておく。その任期は、顧問は任期を設けず、相談役は3年とする。

第11条 (表彰基準)

会員の表彰は、記念品等の贈呈をもって行い、その基準については、次の通りとする。

- ① 専門委員会の委員長、副委員長としての任期を1年間遂行した者
- ② 特別委員会の委員長、副委員長、バレーボール部部長としての任期を1年以上遂行した者
- ③ 役員として1年以上会務を担当した者
- ④ その他、本会の目的達成のためにとくに貢献したと役員会が認めた者

第12条 (委員会活動費の追加請求)

各委員会は予算以上の活動費を請求したい場合、役員会・運営委員会の承認を得ることにより、予備費より活動費を追加できる。

(付則)

昭和62年3月6日	規約より一部分離追加制定
昭和63年3月4日	一部追加
平成元年3月6日	一部追加・改正
平成16年3月4日	一部修正
平成18年3月6日	一部改正
平成18年5月9日	一部追加・改正
平成23年4月1日	一部改正
令和元年5月18日	一部追加・改正
令和4年3月4日	一部改正

□ 慶 弔 規 定

江戸川区立本一色小学校PTA

1. 規約第33条（慶弔規定）の適用範囲

本会の会員に係わる冠婚葬祭、災害、病気等が生じた場合の見舞い金の支給基準について規定する。尚、支給基準について疑義が生じた時は、役員会において審議し決定する。

2. 弔 慰 金

(1) 会員本人及び配偶者の死亡	10,000円
(2) 児童の死亡	10,000円
(3) 職員の配偶者死亡	5,000円
(4) 職員の父母（義父母を含む）及び子女死亡	5,000円
(5) 特別職員（校医、薬剤師）死亡	5,000円
(6) 特別役員（歴代PTA会長、歴代校長）	5,000円

3. 病気見舞金

児童・職員及び特別職員が病気、怪我等で欠席又は、入院した場合は、次の見舞い金を支給する。但し、1年間に同一病名で2回以上の病欠・入院した時には、初回のみでの支給とする。

(1) 1ヶ月以上の病欠の場合	1ヶ月の時点で	3,000円
(2) 15日以上以上の入院の場合	15日の時点で	3,000円

4. 災害見舞金

会員において、不慮の災害等により被害を被った場合は、その都度、役員会において審議のうえ災害見舞金を支給する。

5. 餞 別

職員の転退職の場合は、本校の勤務年数により次の餞別を支給する。

(1) 勤務年数3年以内の場合	3,000円
但し校長、副校長の場合	5,000円
(2) 勤務年数3年を超える場合	5,000円
但し校長、副校長の場合	10,000円

(付 則)

昭和46年4月	1日	制定
昭和52年4月	1日	一部改正・実施
昭和55年4月	1日	一部改正・実施
昭和56年4月	1日	一部改正・実施
昭和62年4月	1日	一部改正・実施
平成3年4月	1日	一部改正・実施
平成4年4月	1日	一部改正・実施
平成6年5月	10日	一部改正・実施
平成12年2月	28日	一部改正・実施
平成16年3月	10日	一部改正・実施
平成23年4月	1日	一部改正・実施
平成24年4月	1日	一部改正・実施



令和4年5月 発行